

文化資源活用補助金選定審査会規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十八号

文化資源活用補助金選定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、文化資源活用補助金選定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 文化資源又は地域振興に関し学識経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 前条第二項各号に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、地域振興部文化資源活用課長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、審査会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に係る者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、地域振興部文化資源活用課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。